

福岡市博物館臨時的任用職員（学芸員補助）募集案内

福岡市博物館臨時的任用職員を、次のとおり募集します。

1 募集内容

- (1) 職 名 福岡市博物館臨時的任用職員（学芸員補助）
- (2) 採用人数 1人
- (3) 職務内容 学芸員の補助
 - ・博物館資料（歴史分野）の整理
 - ・所蔵品管理、展示補助
 - ・資料収集のための調査補助
 - ・講演会、ワークショップ等の教育関係業務補助
- (4) 勤務場所 福岡市博物館 学芸課
福岡市早良区百道浜三丁目1番1号

2 応募資格

- (1) 令和元年7月22日からの勤務が可能であること
- (2) 大学において近世史に関する専門知識を修め博物館等において1年以上の実務経験があること、または上記と同等以上の知識を有し博物館等において5年以上の実務経験があること
- (3) 次のいずれかに該当する人は、応募できません。
 - ①成年被後見人又は被補佐人
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

- (1) 任用期間 令和元年7月22日(月)から令和元年9月21日(土)まで（予定）
※成績良好な場合は令和2年3月31日まで継続雇用する場合があります。
- (2) 勤務時間 週38時間45分
午前9時00分から午後5時45分（うち休憩1時間）
- (3) 休 日 4週を通じ8日及び年末年始
（勤務を要しない日は博物館正規職員と同じ）
- (4) 報 酬 日額8,122円

このほか交通費相当加給金（交通機関利用者の場合、日額1,200円を限度）が支給されます。

- (5) 身 分 地方公務員法第22条第2項に基づく臨時的任用職員
- (6) そ の 他 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。公務災害補償については、福岡市の非常勤職員の制度に基づき適用します。
- (注意事項) 採用までに条例・規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

4 応募方法

- (1) 提出書類 履歴書 1通
応募資格の(2)が確認できるよう記入して下さい。用紙は市販のもので可。顔写真の添付及び携帯電話番号（通知用）の記入は必須です。
- (2) 提出方法 郵送
提出書類を入れた封筒の表に「臨時的任用職員申込」と朱書して送付して下さい。締切日必着です。
- (3) 提出宛先 〒814-0001 福岡市早良区百道浜三丁目1番1号
福岡市博物館 臨時的任用職員採用担当
- (4) 受付期間 令和元年6月27日（木）から令和元年7月4日（木）まで

5 選考方法

- (1) 第1次選考 提出書類による資格審査
審査の結果及び第2次選考の案内は、令和元年7月5日（金）に合格者へのみ電話で通知します。不合格者へは通知いたしません。
- (2) 第2次選考 口頭試問
実施日：令和元年7月10日（水）（予定）
会 場：福岡市博物館（福岡市早良区百道浜三丁目1番1号）

- 6 問い合わせ先 (採用手続き等に関する件) 福岡市博物館 運営課 企画調整係
(勤務内容等に関する件) 福岡市博物館 学芸課
〒814-0001 福岡市早良区百道浜三丁目1番1号
TEL：092-845-5011
FAX：092-845-5019